

「新しい生活」に向けた ガイドライン

～新型コロナウイルス感染症拡大防止のために～



シズデ 静岡デザイン専門学校

(令和 5 年 5 月 改訂)

赤穂市立有年小学校

家庭での健康管理

1 体温測定と健康観察（児童および職員）

（1）毎朝の体温測定

《登校させない・出勤しない場合》

- ・発熱（平熱より $+0.7^{\circ}\text{C}$ 以上を目安）
- ・風邪症状（咳、鼻水、咽頭痛）等

がある場合

上記内容により欠席（出席停止）等となる場合は必ず学校へ連絡する。

自宅待機の期間等は、学校保健安全法施行規則に従う。（発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで）

2 マスクの着用

（1）児童・職員ともにマスクの着用を求めないことを基本とするが、着脱の強制はしないものとする。

（2）マスクの着用が推奨される場面（通勤・通学の混雑した公共機関や校外学習等における医療施設や高齢者施設など）においては、児童および職員に着用を促す場面も想定されることから、清潔なマスクをかばんに入れておく。

（3）校内および赤穂市内で感染症が流行している場合は、一時的にマスクの着用を促すこともある。また、新型コロナウイルスによる出席停止解除後は、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨する。

3 ハンカチやタオルを持参

（1）毎日清潔なハンカチやタオルをポケットなどに入れて持ってくる。

（2）予備のハンカチやタオルをランドセル（職員は鞆など）に入れておく。

4 水筒にお茶を入れて持参

（1）活動内容に応じて必要な量を持ってくる（冬季も乾燥対策のため持参する）。

（2）夏期（6月～9月）は児童にスポーツドリンクを持たせてもよい。それ以外の期間であっても、運動会の練習時期などは必要に応じて持参を促すこともある。

5 石けんと流水での手洗いおよび手指消毒の励行

学校での健康管理

1 健康観察

- (1) 朝の会の健康観察は担任が行う。
- (2) 風邪症状が認められる児童は、1日を通してこまめに健康観察を行うようにする。コロナウイルスに限らず感染拡大時はマスクの着用を促すこともある。
- (3) 欠席者を把握し、理由を確認する。家族の健康状況がわかれば把握する。
- (4) 遅刻者・連絡がない児童については、担任が連絡を取り、教頭に伝える。
- (5) 授業中・給食・休憩時間中なども健康観察を行う。特に風邪症状のある児童の観察をこまめに行う。
- (6) 終わりの会で担任が健康観察を行う。症状がある児童については家庭連絡をするとともに養護教諭に知らせる。

2 手洗い・手指の消毒

- (1) 流水と石けんでの手洗いを行う。
 - ・外から教室に入るとき
 - ・咳やくしゃみ、鼻をかんだとき
 - ・トイレの後
 - ・給食（昼食）の前後
 - ・掃除の後
 - ・共用の物を触ったとき
- (2) 手洗いは、必ず清潔なハンカチやタオルで手をふく。
- (3) アルコールによる手指の消毒を行う。
 - ・登校時（児童玄関前）
 - ・給食配膳前、片付け後（給食室前）
 - ・授業で共用の物品を使用する前後
 - ・教室へ入る前

3 マスクの着用

- (1) 児童・職員ともにマスクの着用を求めないことを基本とするが、着脱の強制はしないものとする。
- (2) マスクの着用が推奨される場面（通勤・通学の混雑した公共機関および校外学習等における医療施設や高齢者施設など）においては、児童および職員に着用を促す場面も想定されることから、清潔なマスクを常にかばん等に入れておく。
- (3) 手洗い等の手指衛生や咳エチケットについて指導する。
- (4) 校内および赤穂市内で感染症が流行している場合は、一時的にマスクの着用を促すこともある。また、新型コロナウイルスによる出席停止解除後は、発

症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨する。

4 換気と座席の工夫

- (1) 担任は出勤後、教室と廊下の窓を開ける（天窓による換気も可）。
- (2) 常時換気：対角4カ所の窓を最低20cm同時に開け行う。
- (3) 一斉換気：業間・昼休みはすべての窓を全開する。
- (4) エアコン使用中も教室の対角4カ所の窓は開けておく。
 - 冬季における換気の留意点
 - 室温低下による健康被害防止：保温・防寒目的の衣服の着脱等
- (5) 気候上窓を開けられない場合は、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに全開にする。
- (6) 冬季（12月～3月）は暖房器具を使用することを考慮し、加湿器を使用する。
- (7) 校内および赤穂市内で感染症が流行している場合は、教室内の座席を離す（座席間を1m以上離す）、机を前向きにするなどの対策を一時的に講じることがある。

6 教室や校舎内の消毒

【アルコールでの消毒】（R5年度はスクールサポートスタッフが対応）

- (1) 放課後
 - ドアノブ、水道の蛇口、窓の鍵部分、電気のスイッチなどを消毒する。
 - 消毒の手順については、別紙1参照。

7 配慮が必要と考えられる授業

- (1) 体育
 - ① 体育館の使用については制限を設けないが、消毒・換気を徹底し、感染症流行時期は接触を避けることが困難な内容の実施を控えるほか、大声を出さないよう指導する。
 - ② マスクの着用について
 - 原則、マスクは着用しない。特に夏期は熱中症の危険が高いことから、外すように指導する。
 - ③ 共有するもの（鉄棒、バットなど）を使う場合は、授業前後に手洗い・アルコール消毒をすることが望ましい。
- (2) 音楽
 - * 当面は授業スタイル(市小学校音楽研究部会)のステップに基づき実施する。
 - ① 教室内の十分な換気を確保する。
 - ② 共有するもの（楽器など）を使う場合は、授業前後に手洗い・アルコール消毒をすることが望ましい。

③感染症が流行している時期は、体の中心から前方1 m程度・左右 50cm 程度を目安とした距離を確保し、向かい合っでの歌唱は控えるなどの対策を一時的に講じる。

(3) 理科・家庭科・図工等 *市内研究部会の検討事項に基づき実施する。

①教室内の十分な換気を確保する。

②授業内容については、感染状況を踏まえて検討する。

③共用するものを使う場合は、授業前後に手洗い・アルコール消毒をすることが望ましい。

④感染症の流行時期は、触れ合わない程度の距離を確保して使用する。

⑤感染症の流行時期は、実験や調理実習などを少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えるよう指導する。調理実習後などの試食の際は、大声での会話は控え、座席を向かい合わせにしない。向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離（1 m程度）を確保する。

8 給食の対応

【給食準備】

- (1) 咳や鼻水などの症状がある児童に給食当番をさせない。
- (2) 全児童の手洗いを確認する。
- (3) マスクの着用を確認する。
- (4) 手洗い後アルコールで手指消毒をし、配膳時以外は自席で静かに待たせる。
- (5) 給食台の水拭きとアルコールで消毒を行う。
- (6) 配膳室前で、給食当番児童はアルコールで手指消毒を行う。
- (7) 当番が各机に配膳する。指が食品に触れないよう指導する。
- (8) 汁物の注ぎ分けは担任が行う。
- (9) 増減を希望する児童には、担任がマスクをして調整する。
- (10) 「いただきます」のあいさつの後は、量の増減はさせない。食べられなければ、残してもよいことを指導しておく。
- (11) 給食エプロンを着用し衛生面に配慮する。

【給食中】

- (1) 外したマスクは、各自の給食袋に入れる。
- (2) 感染症の流行時期は、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず食べることや、大声を出さないことを指導することもある。

【給食の片付け】

- (1) ストローやジャム、ゼリーなどのゴミは、必ず担任が袋をくくり、児童が触れないようにする。
- (2) 配膳室に返却後、アルコールで手指消毒をしてから遊びに行かせる。

9 清掃時間

- (1) 清掃後に手洗いとアルコールでの手指消毒を指導する。
- (2) 使用済みのマスクやティッシュはナイロン袋に入れてきつくしばりゴミ箱に入れる。児童によるゴミの回収はせず、担任が非常階段下に捨てに行く。
- (3) 感染リスクが高いと考えられる分担場所ではビニール手袋を着用する。

10 保健室の体制

- ・発熱・体調不良：保健室前廊下で検温・問診後、ボランティア室で静養する。
- ・その他：保健室に入室し処置を受ける。

11 教室で児童が咳や鼻水、発熱など体調不良を訴えた場合の対応

- (1) 校内電話で保健室に連絡する。
- (2) 養護教諭が迎えに行く。
- (3) 保健室前で検温と問診を行う。
- (4) 症状がある場合は、ボランティア室で静養させて家庭連絡をする。
*早退させる目安…発熱（平熱+0.7℃以上）、咳、息苦しさ、倦怠感など、状態を見て家庭連絡をする。
- (5) 教室で経過観察をする場合は、咳エチケット・手洗いを指導する。
- (6) 早退する場合は、担任か、空き時間の職員が下校の用意をして、保健室に持ってくる。（他の児童にはさせない）
- (7) 保護者に、症状が軽快するまでは自宅で休養するよう伝える。
（指導要録上は「欠席」にはならず、「出席停止」になる場合もある）
- (8) 以下のいずれかに該当する場合は、すぐに「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけの小児医療機関、保健所などに電話で相談するよう保護者に伝える。
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
 - ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ・上記以外で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合
- (9) 早退後は、ボランティア室の消毒を行う。
- (10) 養護教諭はフェイスシールド、防護服を必要に応じて着用する。

12 その他

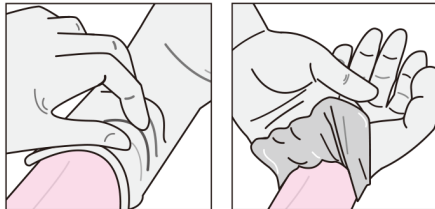
【自他共に大切にす人権の観点から】

感染者、濃厚接触者などに対する偏見や差別について

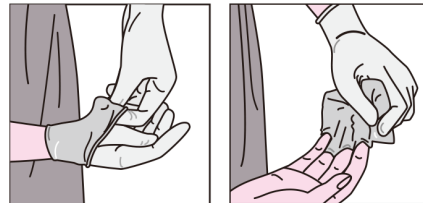
- (1) 新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しも感染の可能性があるのもであって、特定の国や地域、職業や人をさした偏見や差別につながるような言動は、断じて許されないという毅然とした態度で対応する。
- (2) 児童や保護者などから、初期症状についての相談や連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても感染者が特定されることのないよう十分に配慮する。
- (3) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。

消毒の手順

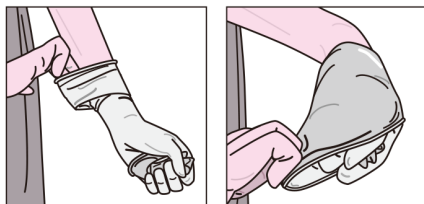
- ① ビニール手袋を着ける
- ② ぞうきんに消毒液をつけて湿らせる
- ③ ドアノブ、電気のスイッチ、窓の鍵の部分など、多くの人が触れる可能性がある部分を拭く
- ④ ぞうきんの面を変えて、児童の机を拭く(一定方向に拭くと効果的です)
- ⑤ ぞうきんの面を変えて、ろうかの窓の鍵部分・手すりなど、児童が触れやすい部分を消毒する
- ⑥ ぞうきんを洗う(手袋は着けたまま)
- ⑦ ビニール手袋をとる



①片手で手袋の外側をつまむ
外側をつまんだまま、裏返すように外していく



②内側が外になるように引っ張る
外しながら左手でくるくると丸め、脱いだ手袋を左手で持つ



③手袋の内側に指を入れ、残りの手袋も同様に外す
手袋の表面は素手で触らない。先に脱いだ手袋を包み込むようにして、内側が外になるように外す



④ ビニール手袋をゴミ箱へ捨てる

- ⑧ 石けんで手を洗う
- ⑨ アルコールで手指消毒をする

てあら ひょう 手洗いチェック表



赤穂市立有年小学校

かなら ぼん ~必ずしよう!5つの場面~



① 教室に入る前



② トイレの後



③ そうじの後



④ 給食の前



⑤ みんなで使うものを
使った後



てあら きれ ただし手の洗い方 ~校歌の1番をあたまたの中て歌いながら洗いましょう~

